

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成28年9月21日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時15分

出席者 委 員 委員長 大谷好一
針谷正夫 氏家晃 長 芳孝
入野登志子 大武真一 岡 賢治
高岩義祐
議 長 海老原恵子
傍聴者 茂呂健市 青木一男 針谷育造
広瀬昌子 小久保かおる 古沢ちい子
白石幹男 関口孫一郎 大出三夫
大川秀子 千葉正弘 福富善明
永田武志 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘
主 査 福田博紀 主 任 中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	鈴木	木進
建設水道部副部長	大塚	孝一
都市整備部長	渡邊	慶郎
都市整備部技監	市川	悦郎
道路河川整備課長	田中	良一
道路河川維持課長	天谷	和夫
土木管理課長	安生	光宏
公園緑地課長	齊藤	昌巳
下水道業務課長	寺内	国雄
下水道建設課長	益田	弘之
水道業務課長	高橋	礼子
水道建設課長	古澤	一豊
参事兼都市計画課長	松澤	賢一
都市計画課主幹兼開発指導係長	高野	義宏
市街地整備課長	國保	能克
住宅課長	大野	和久
建築課長	長	智

平成28年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成28年9月21日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第107号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第112号 平成27年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第3 議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第105号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 認定第 1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第6 認定第 6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第 7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第 10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算の認定について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第107号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） おはようございます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第107号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は27ページから42ページ、議案説明書は1ページ目でございます。初めに、議案説明書の1ページ目をごらんください。こちら提案理由であります。自然環境、景観及び自然環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るため、栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を制定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の27ページをごらんください。こちらは議案第107号の制定文でございます。

次に、28ページからが条例案になります。第1条は目的でありまして、この条例は、本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としております。

次に、第2条につきましては基本理念を、第3条につきましては本条例による用語の意義を定めております。

29ページをごらんください。下から8行目になりますが、第4条として市の責務、次に第5条として市民の責務、次の30ページ目に入りまして、第6条が土地所有者等の責務、そして第7条が事業者の責務を定めてございます。

次に、第8条の保全地区でございますが、市長は自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定するものでございます。

具体的には第9条の第1項に規定されておまして、第1号の土砂災害警戒区域から、次の31ページに入りまして、第8号の県立自然公園までが法令に基づくエリアでございまして、続く第9号につきましては、それらのエリア以外につきましても、自然環境の保全などについて、市長が特に必要と認められた地区につきましては保全地区として指定するというふうにしたものでございます。

次に、32ページ目に入りまして、中ほどやや下の第10条につきましては、ただいまご説明いたしました保全地区の変更及び解除について、第11条につきましては事業の許可について規定しているものでございまして、事業者は保全地区内で事業を行おうとするときは事業計画を定め、市長の許可を受けなければならないということを定めておまして、次の33ページにおいて手続の詳細が規定されております。

続きまして、34ページの上から3行目になります。第12条になりますが、事前協議についての規定でございまして、事業の許可申請をしようとする者は、あらかじめ市長に協議をしなければならないとしております。

次の第13条につきましては、説明会の開催についての規定でございまして、申請予定事業者は、近隣住民等に事業計画の周知を図るため標識を設置するとともに、説明会を開催しなければならないこととしております。

続きまして、35ページに入ります。上から2行目、第14条でございまして、許可の基準となっております。第1項の第1号から第10号の各号それぞれの号が審査の基準についてそれぞれ定められておまして、次の36ページの中ほど、第3項におきまして、市長が設置事業の許可をする場合には、あらかじめ栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならないこととしております。

次の第15条からは許可後の手続などについて定めているものでございまして、第15条については変更許可の手続、次の37ページ目に入りまして、第16条は標識の掲示、第17条は関係書類の閲覧、第18条は着手の届出、それから第19条は完了の届出をそれぞれ定めているものでございます。

次に、38ページ目に入りまして、第20条につきましては許可の取消しを、第21条につきましては報告の徴収を、第22条につきましては立入検査を、次の39ページ目に入りますが、第23条について

は市長が許可事業者に対して勧告をすることができる場合について、第24条についてはその勧告に従わない場合の命令についてをそれぞれ定めてございます。

続きまして、40ページ目に入ります。中ほどやや下の第25条になりますけれども、許可の取り消しや命令を行った場合には、氏名や住所などを公表することができることとしておりまして、第26条の土地所有者等に対する求めにつきましては、事業が行われた土地について災害が発生するおそれなどがあると認めるときは、その防止のために必要な措置をとることを求めることができることといたしました。

次に、41ページ目に入りますが、中ほどの第27条は、栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会についての規定をしておりまして、審議会は本条例に定められましたそれぞれの事項や市長の諮問に応じて調査、審議をするとともに、市長に意見を述べるができる。それから、委員は、法律、経済、環境などのさまざまな分野において経験と知識を有する方を7名委嘱することと定めております。

最後の42ページになりますが、第28条は許可申請手数料について、第29条は規則への委任規定でございまして、附則につきましては、この条例の施行は公布の日からといたしますが、許可の部分につきましては周知期間なども踏まえまして、平成29年4月1日から、おおむね半年ぐらいを想定しておりますけれども、施行することとしております。

以上、駆け足での粗雑な説明になってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

ございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、お尋ねをいたします。ご苦労さんです。

30ページをお願いしたいと思います。第6条と第7条についてお聞きをしたいと思います。パブリックコメントを求める前の素案といたしましては、第6条の2項と第7条の2項の事業者が廃止した場合であるとか、あるいは事業者が発電事業が終了したときには、ここには速やかに撤退するように原状回復措置を講じると、こういうふうに明確にうたっておりますが、パブコメ以前では入っておりませんでした。一般質問とか、あるいは住民からの要望等によりまして、そのことは執行部では十分承知の上ではあったと思いますが、当然それは含みがあったのこういうパブコメを受けての表現になったかと思いますが、そここのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答え申し上げます。

ただいまの委員さんのご指摘、まさにおっしゃるとおりのところでございまして、実は先ほどの説明の中でも、具体的に許可になった後の措置についてのくだりは既にございました。ちょっとだけご説明いたします。ページ数で参りますと40ページでございます。40ページの下から4行目、土地所有者等に対する求め、第26条というところがございまして、ちょっと次のページに入ります。市長は、事業、いわゆる設置事業が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは。要は、例えば設置したものが放置されてしまったり、または通電、売電事業が終わってもそのまま放置されるような場合、これを想定しておりますけれども、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができるというくだりは、既に設けてあったところでございます。

その一方で、まさにお見込みのとおりなのですが、パブリックコメントの中で一般の市民の方々から、やはりご指摘のありました第6条の2項、それから第7条の2項、万が一の場合には原状復旧、または事業が終わった場合には原状復旧というくだりのところになりますけれども、そういった部分について、やはり積極的に責務として、まず明示すべきだというご意見ございましたので、それらを踏まえまして、当初、議員の皆様にご説明した案からこの部分は加えるような形で案をつくったところでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、もう一点お伺いをいたします。

一番最後の附則の段階で、ただいま説明がありましたように、約半年後からこの条例が効果をあらわすと、こういうことの説明をいただきました。今、栃木市内各地でこういった太陽光の発電への着手と申しますか、それに向けて加速化をして、業者さんが一般の住民の方のところへ来ている話を伺っています。それで、良心的な業者さんであれば、条例が来年の4月から施行されるということで、それを含んだ上での工事計画というものを立てになると思いますが、ビジネスである以上、やはりその辺のところはなかなか合法的であればいいという業者も見受けられるとは言いませんが、そのような雰囲気もあるというふうな住民の話も聞いております。この6カ月間に施行されるまでに、市としては、まだ着手はされていないけれども、着手をしてくるであろうというふうな見込みの業者に対して、条例施行までの間、どのような対応していくか、お尋ねいたします。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答え申し上げます。

半年間の周知期間というものは、2つの大きな意味を持っています。1つは、事業者さんに対する、ここからハードルを、ある意味、わかりやすく言えばハードルを上げますよということ。もう一つは、住民の方々にこの半年間、この問題について、この条例について、よくご理解をいただいたりご認識いただくということです。2つの意味ありまして、特に前段で申し上げました事業者の

方々には、これまで平成24年ぐらいから環境課を中心にオール栃木市として再生可能エネルギー、特に太陽光システム、太陽ソーラーパネルの設置については推進の立場であったわけですが、なかなか完全にいいような形でコントロールし切れなかったというところがございます。この三、四年のさまざまな経験や反省を生かして、この条例案ができたわけですが、そういった事業者さんに対して、これまでは本当に、まさに行政指導ということで、どこにも何の根拠もない中で、できればこうしてほしい、ああしてほしいということ、その思いを形のない中で説明したところでは、

しかし、この条例ができる、恐らく本日のご審議をいただきまして、本会議でも最終的に、もし議決いただいた暁には、この条例ができ上がった場合には、この後、この後の半年間、施行まで、もしくはその施行後もそうですけれども、積極的にこの内容につきましてPRし、またご協力をお願いし、決して半年間、許可が要らないからといって、この条例を全く無視して事業を進めていいというわけではございませんで、これは栃木市の考え方、ここでできました。先ほど申し上げましたとおり、急にルールをつくったから施行しますというわけにもいきません。また、一般の市民の方々にもご理解いただく期間として半年とったわけがございます。この期間を有効に使いまして、事業者の方々にも、それから市民の方々にもこの条例がご理解いただけるように積極的にPRするとともに、この部分、許可にかかわる部分につきましては、結局、設置されたものは20年、30年とそこに立地するわけがございますから、4月1日以降である、または以前にあるにかかわらず、我々のほうとしては強く事業者にはお願いし、また最後になりますけれども、住民の方には、ただ単に反対ということではなく、市もこういう形で行政もかかわりました。議員の皆様にもいろいろご審議いただいて、こういうルールをつくりました。ですから、このルールにのっとって何かしらの形で設置されるものについては、オール市としては、そういう再生可能エネルギーの推進という立場も踏まえて、逆に言えば市民の方々にもご理解いただきたいというふうに考えておりますので、その辺のところを半年間しっかりやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 了解しました。

あくまでも市も推進の立場であるということの明言を一般質問の答弁で市長は述べておられます。また、県、国も時代の流れとしても代替エネルギーが必要ですので、そのバランスをうまくとって、太陽光はだめだということにならないように一層のご努力をお願いいたしまして終わります。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 済みません。第13条なのですが、説明会の開催ということで、近隣住民及び該当自治会への説明会というのは非常に重要だというふうに考えております。そこで、事業者の説

明、また住民等からの意見の申し出といったものが考えられます。この中で、第13条の一番最後、ただし説明会を開催する云々というくだりがありますが、これはどういったことを想定して至るのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答え申し上げます。

今回、まずこの説明会の概要についてご説明いたしますが、まず近隣住民というものの定義でございませうけれども、これは定義の中にありますけれども、事業区域から50メートルの範囲の方々、またそういった住民の方々がお住まいのエリア、またはその属する自治会の方を対象に説明会を行っていただくということを考えております。

これまでさまざまところの事案を、この条例はもちろんこれからになりますけれども、事前協議の中でいろいろな事例を我々も経験しておりますけれども、その中には周辺の土地の所有者さんの大半が遠方にいらっしゃる。例えば東京、関西方面でありますとか、または完全にどういった方がどういう土地をどんなふうにお持ちなのかが、相続などが入り乱れてしまっていて、どうにもならない。そういう状況なども耳にすることがあります。そういった場合に、ちょっと鹿児島まで行って説明してくださいというわけにもなかなかいかないかなというふうに我々は想定いたしまして、例えばその所有者の方、またはその居住者の方がたまたま遠方にいらっしゃる場合などについては、資料などを送っていただいて、その資料を送付し、ご意見をいただくなど、そういったやり方などをとることによって、その説明会にかえるというような、本当にイレギュラーな場合ではございませうけれども、この部分の運用が多少柔軟に行えるようにという、そういうことを思いまして、このような条文になったというところでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに。

大武委員。

○委員（大武真一君） 当初の針谷委員の質問にちょっと関連するのですが、この条例は来年の4月ころから実施するということですが、法律的にはそれ以前につくった施設がたくさんあるわけですが、それにはこの条例は適用されないということなのか。例えば原状回復とか規定がありますけれども、やめた場合、規定がありますけれども、これまで随分と栃木市内につくられています。それについては、条例的、法律的にはこの条例は原則適用されない。来年の4月以降の設備から適用されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答えいたします。

原則としまして、いわゆる法令の過去への遡及という扱いについては原則論でございませう。ただ、それではちょっといけないのかなということで、ぎりぎりのところで市内部の法制担当と調整をし

た結果、何度も同じ条文を説明することになってしまいますが、40ページ目の下から4行目の第26条、先ほどのところでは、その括弧書きのところは今委員さんからご質問いただいたところの若干ポイントになりますので、第26条、下から3行目の括弧書きのところをちょっと朗読いたします。

「この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る」。何を言いたいかといいますと、全ての事業について過去にさかのぼってどうのこうのということではないのですけれども、ここで規定しております保全地区。保全地区という、いわば景観であったり、災害であったり、そういうところで特に注意しなければならない、その地区において事業を行ったものについては、過去のものにつきましても何かしら生活関係への被害が発生する、または自然環境、景観を損なう場合、そういったものが想定される、そういう事態があるのではないかという場合には、その防止のために必要な措置をとることを求めることができるという規定を、何とかぎりぎり、これぐらいだったらいけるのかなということで、第26条に定めております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。

この条例は県内初の条例ということで、非常に期待されていると思うのですけれども、第27条ですけれども、審議会、発電設備設置審議会ですけれども、この委員のメンバーですけれども、一般の方というか、公募というか、そういう普通の市民の目線を持った方。学識経験者ばかりではなくて、7名ということですが、その辺、選ぶ必要があるのではないかなという気は、私は市民の目線を持った方、思うのですけれども、それともう一つは、委員の任期がどこかに書いてあるのでしょうか。その2つ。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答え申し上げます。

素案を議員の皆様にも6月でしたか、ご提示差し上げた際にも同じようなご質問をいただいたところでございます。その後も、いただいたご質問の中身は我々としても検討いたしました。それは、いわゆる一般公募という部分についてです。今回の審議会は非常に利権、私権、憲法で保障されております私権の制限というものに少しかかわってしまうような大事なものになってくると思います。いわゆる許認可というものが発生します。そういったものの特性である以上、これは一般の方々に入っていただくという、例えば計画策定する、マスタープランをつくるか、そういったものでしたらぜひともというところもあるのですが、そういう部分ではないのかなということで、専門の方々に入っていただいてご審議いただくということを考えております。

ただ、その際にも、私、お答えさせていただいているかと思うので、繰り返しになりますけれども、女性の方を、この7名のうち、希望としては3名、まだもちろん誰と決まったわけではございません。なのですけれども、7名のうち3名程度を女性の方に入らせていただこうと思います。

また、よくあると言っては失礼かもしれませんが、ご高齢の方々の審議会ではなくて、若年層。なぜかという、この再生可能エネルギーは、特に太陽光は20年、30年後の栃木市のありようも左右するものになりますので、若年層。若年層というのは、20代、30代、40代、そういった方々をできるだけ登用してまいりたいというふうに考えてございます。そういったことで、そういった方々には逆に一般の市民の視点。専門性だけではなくて、市民以外の方も入る可能性もちろんありますけれども、市民の方が入った場合には、一般の市民としての視点も十分踏まえてご意見いただければというふうに思っております。

それから、任期の件につきましては、6号で、前各号に定めるもののほか、組織及び運営について必要な事項は規則で定めるということになっておりまして、規則の中で任期は2年ということを決める予定でございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続けてよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） はい。

○委員（大武真一君） 第28条ですけれども、これは許認可のときの金額がここに書いてあるのですけれども、ちょっと見て、12万円とか、48万円とか、30万円とかありまして、これは根拠というか、ちょっと高いのかなという素人考えはあるのですけれども、どこかほかの県、ほかのところの条例を参考にされたのかもしれませんが、この金額の根拠というものがあればお教へ願ひたいと思ひます。

○委員長（大谷好一君） 高野都市計画課主幹。

○都市計画課主幹兼開発指導係長（高野義宏君） お答えいたします。

全国的にこの再生可能エネルギーに関する条例、また要綱。要綱では多分手数料、許可とかやらないので、条例になってくると思ひますが、条例で手数料を定めているものは全国的にも事例あります。非常に金額的にはまちまちでござひます。それはターゲットとしたり、審査内容であったり、そういったものによってそれぞれ考え方が違ふところがあるかと思ひます。私どものほうでは、財政課を中心とするところで、その手数料条例、または手数料、総合的に適切なものにしようということで、もう数年前から着手しているものがござひまして、手数料は、いわゆる費用対効果。実際に申請いただく方のある程度の負担が当然なければならない、職員の人件費にかかわるところでござひますので、それを根拠として積算してござひます。

余り長くなってしまうのではよくないので、簡単にご説明いたします。開発許可の申請手数料を参考にいたしました。もちろん、これはまだやっていませんので、どのぐらいの時間、何人ぐらいかかるか、わかりませんが、開発許可手数料を参考にしますと、例えば1ヘクタール未満の例をとりますと、事前協議に400分、現地確認に200分、書類審査に800分、審議会の付議に400分、完了検査に200分、これはそれぞれ2人の職員がかかわる延べ時間でございます。合計2,000分です。2人の職員が1ヘクタール未満のものにかかわるのに2,000分。これは、我々、もう何十年も開発許可やっていますので、大体このぐらいかかるかなという想定がつきます。2,000分に1分当たり60円という単価を掛けさせていただいて、12万円という手数料が算定されたと。1ヘクタールから10、10ヘクタール以上も同じような考えで算定して根拠を定めております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第112号 平成27年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました議案第112号 平成27年度栃木市

水道事業会計剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

議案書は51ページ、議案説明書は37、38ページでございます。初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の37ページをお開き願います。提案理由でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、平成27年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金へ組み入れること及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、38ページをお開き願います。内容につきましては、平成27年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明を申し上げます。表の一番右の欄になりますけれども、未処分利益剰余金の当年度末残高は12億6,519万7,418円でございますが、そのうち7億5,000万円を資本金に組み入れ、5億1,519万7,418円を減債積立金に積み立ていたしまして、全額処分したいというものでございます。

続きまして、議案書の51ページをお開きください。平成27年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金12億6,519万7,418円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり、処分することについて地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

大武委員。

○委員（大武真一君） 利益剰余金が12億円ということで、かなりの額が私は出ていると思うのです。

これは水道料金もあってこういうふうに出るわけですけども、少しこのような利益が出過ぎるといふ、企業会計ですから利益を出していくというのもわかるのですけれども、相手が市民ということの中で、たくさん利益を出すということは果たしていかなるものかという気もしないわけではなないのでございます。この辺の考え方をちょっとお伺いしたいなと思うのですけれども。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいま利益剰余金12億円ということなのですが、そのうち単純なる当年度純利益というものは、減債積立金に積み立てをいたします5億1,519万7,418円、こちらが当年度純利益ということになりまして、資本金に組み入れをいたします7億5,000万円につきましては、平成27年度の歳出のほうに減債積立金と建設改良積立金を振り替えまして、補填財源として使用したものでございます。ですので、当年度純利益として5億円というのは、水道事業としては妥当なところだと思っております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 確認ですけれども、当年度の純利益というのは5億円程度というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それにしても5億円というかなり大きな利益が出ているわけですけれども、ツーペイというか、きちっと収入がなるのが、私は理想ではないかなという気はするのですけれども、その考えについては部長のほうがよろしいのでしょうか、課長でなくて。どのくらいの水道料金を設定するかということにもつながるのですけれども、その辺の考えをお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 大塚建設水道部副部長。

○建設水道部副部長（大塚孝一君） 今年度5億円ぐらいの利益が出たということでございますけれども、正直言いまして市の水道普及率はまだ90.5%でございます、今後、補助金等受けなくても、ある程度、未普及地域の解消というものにつなげていくということでございますので、それらと今後の水道料金のバランスをとるといのは今後の問題ではございますけれども、我々としては未普及地域を解消したいということで、これらの資金等は今後使わせていただくような形で考えているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 以前は一般会計から2,000万円とか3,000万円とか入っていたと思うのですが、今、後で出るのかもしれないけれども、その他の会計からは600万円程度入っていると思うのです。それ以外は入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大塚建設水道部副部長。

○建設水道部副部長（大塚孝一君） 消火栓等の維持管理費を一般会計のほうからいただいておりますけれども、それ以外についてはいただいております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 将来の展望、寺尾地区の簡易水道とか、総額事業費はちょっと示されておりませんが、かなり金がかかるということで、ひとつ私心配するのですけれども、人口減少社会の中において、寺尾地区の事業を反対するつもりではないです。必要なところもあると思うのですけれども、つくったらつくついで、余り使わなかったというようなことになると、ちょっと費用対効果の部分もあるので、その辺は十分検討されて、総事業費が提示されていないというのは、私はそういうことかなと実は思っているのですけれども、しっかり検討されてやっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第112号 平成27年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、54、55ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額2,166万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費につきましては、職員課所管であります。定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことから給料等を減額補正するものであります。以下、職員人件費につきましては説明を省略させていただきます。

次のスマートインターチェンジ整備事業費につきましては、当初予算要求時、平成28年度の事業内容が未定であったことから、これらを想定して予算額を計上しておりましたが、事業採択により具体的な今年度の事業内容、事業費及び負担割合についてネクスコと協議した結果、不足する負担

金を増額するものであります。

次のページをお開きください。8款2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。補正額8,036万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の道路河川維持課一般経常事務費につきましては、チェーンソー等の機械を使用する作業が安全管理上、講習を必要とするため、当初予算で計上していましたが、定期異動により職員増となったことから講習参加費用に不足が生じたため増額するものであります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額5,290万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、皆川地区内の通学路において特に舗装の損傷が激しい市道14223号線の舗装修繕工事費を増額するものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、下宮地区で舗装の損傷が激しい市道33173号線の舗装補修工事費を増額するものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、点滅式信号機の撤去に伴う交差点内の修繕や区画線等の設置のため工事費を増額するものであります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、学校及び地元自治会等からの要望により区画線や路面標示等の設置のため工事費を増額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、交通量が多く舗装の損傷が激しい都賀町家中地内市道1001号線の舗装修繕工事費を増額するものであります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、道路情報提供装置及び道路照明装置の点検業務委託料及び点検とあわせて実施する惣社歩道橋の修繕設計委託料を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額1億66万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、片柳町2丁目地内の県事業である都市計画道路沼和田川原田線の整備に伴い実施した栃木自動車教習所敷地と日本管財所有地との境界立ち会いの中で、この日本管財所有地の一部が隣接する市道の道路敷内に含まれていることが判明したことから、この道路敷部分を分筆し、日本管財から買い取る必要が生じたため、これに必要となる測量業務委託料及び用地購入費を増額するものであります。

次の市道102号線道路改良事業費（栃木今泉町1丁目）につきましては、道路排水の流末について土地改良区と協議の結果、排水系統の見直しの必要が生じ、工事費が不足するため、市道拡幅工事費を増額し、また既設の信号機が東京電力の電柱に設置されていることから、警察及び東京電力との協議の結果、今年度に移設が可能となったことから、市道拡幅物件移転等補償金を増額するものであります。

次のページをお開きください。市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につつま

ては、地権者との交渉の結果、当初予定していました用地取得計画を変更したことにより交通安全施設整備用地購入費、交通安全施設整備物件移転等補償金の増額が主なものであります。

次の市道T56号線（合戦場工区）道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、一部地権者において用地交渉が難航していましたが、今回、地権者との用地交渉の結果、用地協力の内諾が得られたことから、市道拡幅用地購入費の増額が主なものであります。

次の市道F6号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道O-30・O-1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、JR両毛線第二中山道踏切拡幅改良を東日本旅客鉄道株式会社に委託することに伴い協議した結果、市が施行する範囲が増えたことにより市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道N-1003号線道路改良事業費（西方金崎）につきましては、地権者との用地交渉の結果、当初予定していました用地取得計画を変更したため用地調査費に不足が生じたことから、用地測量設計業務委託料を増額し、また公有財産購入費及び物件移転等補償金に不用額が生じたことによる市道拡幅用地購入費の減額が主なものであります。

次の市道O-159号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、未整備区間において児童と車との接触事故が発生しており、学校や自治会より、学校から視認できる箇所まで早急な整備を要望されているため、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道I388号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、防災安全交付金の内示に伴い、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道I139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、JR両毛線駒場街道踏切拡幅改良について、東日本旅客鉄道株式会社と協議を進めた結果、踏切改良に先立ち、蓮花川にかかる丸川橋の架け替えや雨水渠の新設工事を行う必要が生じたため、今年度にそれらの詳細設計を完了する必要があるため、委託料を増額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額500万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、隣接地権者との借地交渉が難航していることから、左岸側の取りつけ道路工事を行うことが困難となったため、工事費を減額するものであります。

次のページをお開きください。続いて、2目河川改良費についてご説明いたします。補正額400万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。排水路整備事業費につきましては、小平町地内の長沼川について周辺地域の環境改善を図るための護岸整備工事費を増額するものであります。

○委員長（大谷好一君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 続きまして、62ページ、63ページをごらんください。表2段

目の4項2目土地区画整理費であります。補正額は650万円の増額でありまして、右説明欄の土地区画整理管理等事業費につきましては、大平町西水代第1土地区画整理事業用地内、市道22257号線の道路側溝下で発見された空洞による陥没事故等を未然に防止するため、地盤改良に係る道路補修工事費及び隣接する宅地の工作物、竹木などの物件補償金を増額するものであります。

次に、3目街路事業費であります。補正額は800万円の減額でありまして、右説明欄の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、平成29年度より社会資本整備総合交付金を導入予定でありますことから、全体計画を2工区に分けて整備を進めることとなったため、用地調査の範囲を見直したことにより用地測量等業務委託料を減額するものであります。

次に、4目下水道費であります。補正額は1億1,500万円の減額でありまして、右説明欄の下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計における一般会計繰入金を減額補正するため、これに合わせて減額するものであります。

次に、5目公園費であります。補正額は2,337万2,000円の増額でありまして、右説明欄1行目のつがの里管理運営費につきましては、樹木剪定等の管理業務委託費に不足が生じたため、清掃・管理委託料とふるさとセンターの照明器具修繕等の維持補修費107万7,000円を増額するものであります。

次の都市公園等管理費（栃木）につきましては、現業職員の配置がえに伴い、除草薬剤散布等の管理業務委託費に不足が生じたため、公園管理等委託料を増額するものであります。

次の都市公園等管理費（大平）につきましては、大平町新地内の新公園内に公園利用者のためのパーゴラなどを設置する公園改修工事費を増額するものであります。

次の都市公園等管理費（藤岡）につきましては、除草等の管理業務委託費に不足が生じたため、公園管理等委託料を増額するものであります。

次の都市公園等管理費（西方）につきましては、遊具点検の結果、使用不可となりました西方総合公園内のコンビネーション遊具を修繕するため、維持補修費を増額するものであります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、除草等の管理業務委託費に不足が生じたため、清掃・管理等委託料を増額するものであります。

次の総合運動公園管理費につきましては、プール施設の点検の結果、屋内プールのろ過剤の交換が必要となったため、施設維持補修費を増額するものであります。

次の公園の長寿命化計画策定事業費につきましては、市が管理する公園のうち、小規模な245公園の公園施設について、来年度策定する公園施設長寿命化計画に反映させるため、公園長寿命化策定業務委託料を増額するものであります。

次に、6目まちづくり事業費であります。補正額は475万円の減額でありまして、右説明欄1行目の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでいた所属の人数に変更が生

じたことから、職員手当などを減額するものであります。

次の街なみ環境修景事業費につきましては、歴史的景観形成区域内で修繕が必要となった歴史的建造物への歴史的町並み景観形成補助金を増額するものであります。

次の都市景観形成事業費につきましては、景観計画に基づく景観重要建造物の指定に伴い保全が必要となった景観重要建造物等への保全補助金などを増額するものであります。

次に、66ページ、67ページをごらんください。5項1目住宅管理費であります。補正額は4,440万円の増額でありまして、右説明欄1行目の定住促進支援事業費につきましては、まちなか定住促進住宅新築等補助金の対象件数が当初の見込みを大きく上回る事となったこと、及び新婚世帯への居住支援を目的とした結婚新生活支援補助金を交付するため増額するものであります。

次に、ページ飛びますが、76ページ、77ページをごらんください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費であります。補正額は3,850万円の増額でありまして、右説明欄の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、現在施行中の都賀町白久保地内市道02020号線に地盤の強化改良の必要が生じたこと及び都賀町深沢地内市道41115号線や西方町本城地内市道1004号線、西方町真名子地内1009号線の舗装復旧並びに柏倉町地内の認定外道路で落橋した橋りょう復旧などの災害復旧工事費と工事施工に支障となる電柱などの物件移転等補償金を増額するものであります。

次に、2目河川災害復旧費であります。補正額は200万円の増額でありまして、右説明欄の河川災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、工事着手後の調査によりまして、志鳥町地内の普通河川大沢川上流部での護岸の崩壊や柏倉町地内の大倉川及び都賀町地内大柿地内の磯の坂川の堆積土砂撤去などのため災害復旧工事費を増額するものであります。

次に、3目公園災害復旧費であります。補正額は800万円の増額でありまして、右説明欄の公園災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、西方総合公園内の災害復旧工事においてコンクリート廃材等が当初の想定よりも多量に発生し、その処分費が新たに必要になったため、西方総合公園災害復旧工事費を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明を申し上げますので、お手数ですが、30ページ、31ページをごらんください。歳入の所管関係部分につきましては、表上段の1行目にあります14款2項4目1節道路橋りょう費補助金であります。補正額は1,688万円の増額でありまして、右説明欄の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）と、次の社会資本整備総合交付金（産業や地域の活力と魅力を向上し成長させるための社会資本整備）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて増額するものであります。

次の3節住宅費補助金であります。補正額は1,215万円の増額でありまして、右説明欄の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、対象者へ交付する補助金のうち、補助率4分の3以内の

国庫補助金を増額するものであります。

以上で、議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 59ページの今説明をいただいた橋りょう新設改良費のところ、市道233号線、隣接地権者と難航しているということで今お話を伺いましたので、この見通しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） ご質問の市道233号線永宮橋につきましては、現在、橋りょうの左岸の橋台が終わりまして、今年度、右岸の橋台をやる予定であります。この借地の交渉につきましては、その後、交渉を進めておりまして、何とか年度内というか、工事の完了までには行くのではないかと考えておりまして、徐々にその辺の交渉は進んでいるということでございますので、平成30年度に開通、橋を架け替え、完了させる予定でありますので、その計画には支障がないように今取り組んでいるところでございます。

○委員長（大谷好一君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（大谷好一君） 次に、大武委員。

○委員（大武真一君） 67ページの結婚新生活支援補助金というのが、内容をもう少し詳しく。結婚すればどなたでも、これは幾らぐらいもらえて、何件ぐらいを想定しているのか。そういうことでございます。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） お答え申し上げます。

まず、この栃木市結婚新生活支援補助制度でございますけれども、こちらにつきましては、内閣府の子ども・子育て本部が今年新たに創設いたしました結婚新生活支援事業というものを活用したものであります。こちらについては、残念ながら無条件にお金が出るというのではなく、新たに

結婚されるご夫婦の所得制限がございまして、ご主人、また奥さん、両方合わせた所得が合計300万円という制限がございます。国のほうとしましては、余り言葉が適切ではないのですが、低所得者向けの制度ということで用意したものでありまして、これについては18万円の補助に対して、4分の3が国からお金が出るという非常に有利な制度でありますので、それを活用した制度となっております。

本市におきましては、現在、少子高齢化、また晩婚化などということ、そういう状況がありますので、ちょっと婚姻状況を確認したところ、昨年度、平成27年度において栃木市の窓口で婚姻届を受理したケースが667件ございました。それをもとにしまして、世帯の所得が300万円未満については、その約4分の1というふうに想定いたしまして、それを月割りにした結果、67ページにありますのは、これは約半年分なのですけれども、事業費を1,440万円と見込んで、こちらに計上させていただきます、そういうものでございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。低所得者。誰でもというわけではないわけですね。了解しました。

その上のまちなか定住促進についても、家を新築した場合の補助ですけれども、これについても少しお話しいただければと思います。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） このまちなか定住促進住宅新築等補助につきましては、平成27年度、新たに立ち上げた制度でございます。昨年度は当初3,000万円を計上いたしまして、年間の執行が2,970万円ということで、予算内でおさまったのですけれども、現在、住宅課では定住促進に特に力を注いでおります。その結果、これはある意味うれしい悲鳴ではありますけれども、当初予定させていただいた3,000万円の予算がもう既に9月末の時点でほぼ使い切ってしまうような状況になっております。現在、もう既に執行率が98.3%で、約2,950万円ほど、もう既に支出をしております。残り半年ほどございますので、またこのたび新たに3,000万円ほど予算措置させていただいて対応したいと思っております。

既に98%執行しておりますが、その内訳といたしまして、約140件ほどの申請がございましたので、1件当たりの交付金額は約21万円ほどとなっております。この1件当たりの金額につきましては、昨年とほぼ同様ということでございますけれども、昨年は1年間で65件であったものが、今年は半年弱でもう既に140件ということで、栃木市の町なかへの定住が非常に進んでいるということで、住宅課といたしましては非常にいい傾向だというふうには捉えておりますが、残念ながら、それに伴う予算もかなり必要となっておりますので、このたび新たに計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 所得制限、ちょっと聞くの忘れたのですけれども、これはあるのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） こちらの制度につきましては所得制限はございません。

○委員長（大谷好一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、議案第105号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました議案第105号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお開きください。平成28年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条については、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。

16ページをお開きください。歳入予算の4款1項の他会計繰入金を1億1,500万円減額しまして、5款1項の繰越金を1億1,500万円増額するものであります。

恐れ入りますが、122、123ページをお開きください。今回の補正につきましては、平成27年度において合併前の各地域で異なっていました料金体系が統一されたこと、また下水道使用料徴収方法の変更に伴いまして、一部の地域におきまして11カ月分の使用料収入になることから、その不足分を一般会計繰入金での補填を見込んでおりましたが、予算額より1億1,500万円を上回る収入がありまして、その分が繰越金として増額となりました。本来、平成27年度中の3月補正で対応すべきものでありますが見込むことが困難なため、今年度の決算にあわせて、上回った分について一般会計繰入金を減額しまして、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第5、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、8月19日開催の議員全員協議会並びに9月13日開催の当常任委員会において説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

2款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の198ページから201ページであります。大武委員。

○委員（大武真一君） 201ページの下から4行目でしょうか、市有建築物定期点検業務委託費というのが1,800万円支出されておりますけれども、これは定期点検が委託されているわけですから、どのような定期点検をしているのか、点検項目についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） お答え申し上げます。

定期点検につきましては、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づき点検を行っているものでございまして、市内市有建築物、対象が210施設420棟を対象としております。

点検の方法でございまして、国土交通省で定められたチェックリストを使用し、目視により点検することとなっております。本市では業務委託により設計事務所に点検業務を委託し、その点検結果報告書が建築課に提出されることとなっております。建築課では、その報告書を施設管理者等に送付しますが、その際、点検結果の内容を説明するとともに、改修や修繕等が必要な箇所については、その方法等についてアドバイス等を行っております。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 古い建物もあるかと思うのですが、定期点検の結果、大分よくないとか、たくさん修理物があるとか、その辺の定期点検の結果についてどのようなことになっているのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 定期点検結果につきましては、市有建築物が大分古い建物につきましては、外壁のクラック、ひび割れ、あと屋根につきましては防水等の修繕しなくてはならないような箇所が何棟かございます。その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり各施設管理者等に十分説明の上、点検結果を報告しております。

以上でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の270ページから277ページであります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 275ページ、4款1項5目になるのでしょうか。生活排水処理構想見直し業務委託費についてお伺いをいたします。これは議員研究会でも説明を受けましたが、一応決算が出たということで、改めて質問します。人口規模、財政等によりましてこれを見直していくということなのだろうと思いますが、きのう新聞報道で、全国27位、それは生活排水の汚水処理の普及率が74.3%ということが出ました。そんな絡みもあって、少し聞きたいと思います。

これについては、まず何年に1度やっておるのでしょうか。そして、今回のこの見直した内容といえますか、そんなことについて簡単に説明いただければと思います。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答え申し上げます。

まず、期間なのですけれども、これは5年に1回の見直しということで、前回、先ほど委員のほうから議員研究会のお話がありましたが、平成22年に見直しまして、昨年平成27年ということで、新たな見直しを行っております。

内容につきましては、水路や河川などの公共水域の水質を守るため、その原因となりますトイレあるいは台所の生活排水を適正に処理するために公共下水道、農業集落排水、そして合併浄化槽の3つの排水処理の方法につきましては、経済性や効率性を加味しまして、構想の中に入れました。その中におきまして、今回、多分議員研究会でも説明したのですが、公共下水道の中で経済性などを比較して、合併浄化槽にしたほうがいい区域、あるいはまた農業集落排水は処理場をそれぞれ持っていますので、その中で公共下水道につなげるところは農業集落排水から公共下水道に組み替えをするような考えもあります。そして、これについては、先ほど議員のほうがおっしゃいましたように、3つ合わせて普及率が74.3%ということで新聞報道されているのですが、その中で公共下水道につきましては9万3,024人ということで57%、農業集落排水施設については7,674人で4.7%、合

併浄化槽は2万481人ということで12.6%が内訳になっております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 公共下水道から合併浄化槽のほうに比重を移していきたいという方向はよくわかりました。その中で、決算額が本年度8,200万円ということで、たしか昨年の決算額が9,000万円ぐらいだったかなということで、減っているかと思えます。そちらに比重を移していくという方向性を出しながら決算額が減っているということは、ある程度、みんなやりたい人がやってしまったのか。あるいは、リフォーム時にやるので、その辺のところが少ないのか。その辺の分析がもしあるのであれば、お聞かせいただきたい。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、去年は240基ということで9,800万円強の補助金を出しています。それで、その前の平成25年につきましては243基。3基多いのですけれども、9,300万円ということで、今年度がこの決算書にありますように8,200万円強ということで、件数につきまして、今年度につきましては217基ということで、基数も減っています。原因としまして、いろんな原因があろうかと思うのですが、こちらでも一概に、個人からの申請を受けまして分析といっても非常に難しいところなのですけれども、一つは委員がおっしゃっているようにリフォームとか新築とかにあわせてということと、それが一つの原因かと思うのですが、ちょっとそれについては、今後、もう一度精査をして勉強させていただきたいと思うのですが。

○委員長（大谷好一君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） 了解です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、4款の質疑を終了いたします。

次に、6款農林水産業費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の290ページから295ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、6款の質疑を終了いたします。

次に、8款土木費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の312ページから339ページであります。

岡委員。

○委員（岡 賢治君） 319ページ、一番上のアンダーパス警報装置ですか、きのうも何か愛知県で

アンダーパスの中に入って事故がありましたが、この装置については、冠水のとときにどのぐらいで表示されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 一番上の富田アンダーパスにつきましては、大平の富田なのですが、例のバイパスが猿湊川との交差するところで大変県道バイパスが道路冠水するような状況が、昨年9月の大雨、また今月の雨でも冠水したわけなのですが、このすぐ東側にあるこの富田アンダー設置後に道路通行どめになるようなことはなかったということで、2段階の警報を出すという形なのですが、たしか数字はちょっと細かくはわからないのですが、7センチになると通行どめの表示がされるというような装置でございます。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） それから、表示板なのですが、大雨なんかだとやっぱり見づらい部分というのが出てくると思うのです。その表示の色は何色使っているのですか、その表示板の色というのは。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 色は1色でございます。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 1色で、見やすいですか。ほかだと、私も見たのですが、やっぱり2色とか3色とか7色とかありますけれども、1色でも大丈夫なのですか。見やすいですか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 赤表示の1色でございます。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） これは電気でやっていると思うのですが、もし停電になったときはどういった対策を行っているのですか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 自家発電が備えてありますので、停電の場合も表示板は表示できます。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 冠水したときに、管理者への通報システムというのはどういう形になっているのですか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） N T T電話回線で担当者に連絡が入るように装置されております。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） 関連なのですが、アンダーパスはこの栃木市にはそれ以外に幾つありますか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） アンダーパスといいますが、東北自動車道、吹上方面はかなりの数で農道とかアンダーになっているわけですが、このアンダーパスの表示をしているものは大平に2カ所、都賀にもございます。全部で3カ所ですか。西方にもございますので、4カ所でございます。済みません。

○委員長（大谷好一君） 岡委員。

○委員（岡 賢治君） そちらには警報装置板がついているのですか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 大平の2カ所は設置しております。そして、西方にも設置しております。都賀もございます。

○委員（岡 賢治君） わかりました。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

高岩委員。

○委員（高岩義祐君） ページ数は317ページ、各道路で補修工事を多くやっています。特に私が思うのは旧栃木市です。旧栃木市は防じん舗装というところも多いのですが、どうも補修工事をしたときに穴があいたときに、ただ詰めるという工事が何か目立つのですけれども、現況の補修工事の実態みたいなのがわかれば教えていただきたいのですが。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 防じん舗装、これは昭和30年代から旧栃木市で行ってきたわけなのですが、大変当時は砂利道よりもすぐれた道路だという形で、ほこりどめ、防じんというわけで整備はされてきたわけなのですが、どうしても近年においては通過交通も激しくなったという形で、委員がおっしゃるように各地で穴があいております。これについては補修方法は前々から議員さん等から指摘を受けているわけなのですが、補修材で穴を埋めるという形の中で、実際は補修が追いつかないような結果となっておりますので、できれば加熱アスファルトで表層をかけたというのが思いでありまして、補修についてはそのような形で、皆さんの満足がいくような補修にはなっていないのが現実でございます。

○委員長（大谷好一君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 一部のところで生活道路で補修をいただいたのですが、ただ、穴があいたところに上乘せ、また次のところで穴があいたところに上乘せと。乳母車に子供を乗せて道路を通ったときに寝ていた子が起きてしまうと、そういう話も聞いたこともあるのです。大平を言っただけは何なんです、大平はそういう穴があいたところに上から埋め戻すというのは余りやっていないのです。でこぼこというのが余りないものですから、ちょっとやっぱりこれから、大平のやり方はかなり荒れたところについては何メートルと区切って計画的に次々とやっていくような予算を立

ててやってきたような記憶があります。お金もかかるものですから、改めてこれから計画的に、自転車に乗っている人の話を聞くと転びそうになると。空気がぱんぱんに入ると余計弾むので、転びそうになるという話も聞いていますので、その辺はぜひ計画的にお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 317ページの新大平下駅に設置されました防犯カメラ設置工事費ということについてお伺いをいたします。

まず、何基設置されたかをお伺いします。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 2基でございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 実は防犯カメラというものが交通防犯課というか、そちらできっと構想というか、そういうものをつくって、その仕事がかっちへ回ってきたので、ここに上がっているかどうか、よくわかりませんが、平成27年度の主要事務事業の中に防犯カメラ設置事業ということで、生活環境部交通防犯課のほうでそうした事業をやるというふうなことで打ち出しています。そういう中で、この決算額が、私が見たところ、どこにも見当たらないような感じなのですけれども、その主要事務事業にあったものが。だから、内部でこういう形でこちらに来たのか。あるいは、その仕組みとしてはやはり安全課のほうで計画を立てて、それを振っているのか。その辺のところを含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 防犯カメラなのですが、これは新大平下駅に設置したものでございますが、委員がおっしゃるとおり防犯を目的ということで、栃木市には交通防犯課でございますので、本来であればそうだと思うのですが、うちのほうになぜか来たということでございます。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 私の考え方のほうが縦割りになっていたかもしれません。了解いたしました。わかりました。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 325ページに道路改良拡幅等がざっと書いてあるのですけれども、先ほど高岩委員のほうからもあったのですけれども、この現場を私は見ていないので、よくわからないのですけれども、こういう路線を、候補はあちこちいっぱい上がってくるやに思うのですけれども、優先順位づけというのはどういうふうに行ってやってきたのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 整備路線の優先順位づけということでございますけれども、現在、今回の決算書に上がっている事業については、ほとんどが継続事業ということで、ある程度、以前から取り組んでいる事業が主なものなのですけれども、ただ、今後、いろいろ新規事業を扱うに当たっては、委員ご承知のとおり、現在市民の皆様から整備要望を要望書という形で約189路線、今現在、要望をいただいております。それらが実際事業化になっていないわけですが、これらの整備要望に対しましては、平成25年度からですが、栃木市の道路整備基本計画というのを制定しまして、各地区同じような評価ということで評価させていただきまして、その評価基準に基づきまして順次優先順位をつけて事業化に取り組んでいるというような状況でございますので、まずそれがあります。

あと、私どももできるだけ予算を多くいただけるような訴え方をしていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 一つは継続事業ということで、一つは1市5町が合併しましたものですから、それぞれの町の中で継続事業がもう既にあったということでありますけれども、合併して7年が経過してきている中で、そういう、あったからということではなくて、今おっしゃったように評価基準も決めてということなのではないでしょうか、この評価基準をきちっと、緊急性とか、危険性とか、費用対効果とか、いろいろあるやに思うのです。そういう中から、もうそろそろ継続事業ということではなくて、そういう判断をきちっと評価をしながら優先を決めていくということではないかなという気はするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） できるだけ多くの路線をやりたいというのはやまやまなのですが、まずは継続事業を早急に終わすということをまず考えております。それを終わすことによって、新たな路線を事業化していけるというふうを考えておりまして、できるだけその辺については、現在継続中の路線の進捗を図れるようご協力をいただくということで考えております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっとこれは要望になりますけれども、継続事業ということで、それは旧町であったり、旧市で考えていたやつでしょうけれども、これはもう一体となった栃木市ですから、栃木市全体としての判断でそういう優先順位は評価していくということも、そろそろ始めていいのではないかなと思います。

それで、これは要望ですけれども、例えば栃木市は、私は道路事業がおくれたなという気があるのです。そういうところは重点的にやはりやっていかなければならないわけですし、そういう重点づけというのものやる必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） そのように、なるべく重点的、計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 公園費について、少しまとめて聞きたいと思います。まとめてというか、全般で聞きたいと思います。

これは、各支所ごとにこれまでお金の流れも、人の配置もあった最後の決算になろうかと思えます。今年度、この後、この決算を受けて、今度は人間も一緒になって、新しいところで事業の計画と申しますか、事業執行してきているという段階です。その中で、各地域のやり方のスタイルが若干違っていたりとか、あるいは今度は一本化の中でやっていくということで、その利点とか課題とか、どんなふうにして進めているか、全般的に聞きたいと思えます。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 去年までは各地域ごとに公園を管理していたわけなのですが、今年から本庁一本化ということで、維持部門が2係、3人、3人で6人で行っております。整備部門が3人で、合計9名で本庁一本化で公園管理及び整備等を進めているわけなのですが、多少やはり地域ごとに管理の方法というのですか、業者に頼んだりだとか、あとは地元自治会等にお願いしたりとかというようなことで、多少その管理のやり方等はちょっと違うのですけれども、今年本庁一本化ということになったことに伴いまして、同じ職員が各地域、全般なのなのですが、今、栃木市内で295カ所、公園を持っています。その公園を考え方をなるべく統一したような形で、特に維持管理については行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、全般的なこの決算については1カ所でお答えはできるということによろしいですね。

それでは、お尋ねをします。各地に、今課長がおっしゃいましたように295公園の維持管理については、特に新しいスタイルというか、総合的な視点ということでお答えいただきましたが、これまでの、例えば特に樹木管理であるとか、この間の説明の中では樹木管理という項目で説明したところ、あるいは雑草、清掃という項目で説明したところがあったかに思います。それで、時々シルバーの方がやっている姿も見かけますし、あるいは専門の方がやっている場も見受けられます。その辺は個別にはいいですが、例えばそういうふうな発注の仕方が、例えば民間の場合は民間と言いつつ方で結構ですけれども、団体の場合は名前を出していただいていたかと思うのですけれども、どんなふうな形で仕事をお出しというか、発注をされていたのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） まず、公園の管理方法なのなのですが、基本的には、うちのほう

で今公園を地元の方に、アダプト制度といいまして、地元の方にボランティアでやっていただく、そういう制度があります。これについては、本当に身近な公園、小さい公園なのですけれども、そういうところについては地元の方、それ以外の、例えばシルバーさんでできるような草刈りだとか、低木の刈り込み程度についてはシルバーさんをお願いしております。それ以外の、例えば高木の枝おろしとか、あとは芝生等の管理については専門の造園業者さんをお願いするような形で、今現在行っております。なおかつ、運動公園等とか大きな施設につきましては指定管理者制度でお願いしているところもございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） まさしく聞きたいところを答えてくださったというか、シルバーさんの仕事をということも一般質問で取り上げられたり、地元でもやはりそういう労働福祉政策といえますか、かたく言えばそういうことなのでしょうけれども、そういう需要が非常に多いです。しかし、今、相撲やっていますけれども、相撲が一番プロと素人の差があるというふうに言われています。

○委員長（大谷好一君） 副委員長、単純明快にお願いします。

○副委員長（針谷正夫君） わかりました。

それで、シルバーさんと専門職の間で差もあるというか、向き不向きがあるので、そういう考え方で今後もやっていくというのであれば、そのやり方がいいのか。あと、財政との考慮とか、その辺を部内でもよくもんでいただきたい。一応お答えを求めます。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） シルバーさんと造園業者さんですか、その辺の仕事の配分につきましては、向きと不向きといいまして、基本的にシルバーさんについては高木についてはできないだとか、簡単な除草についてはシルバーさんでお願いするとか、その辺のすみ分けなんかをよく考えながら今後発注していきたいというふうに考えております。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） ページ数が339の空き家対策補助事業費のところ、空き家撤去費用補助金が出ていますけれども、今、大変に空き家の問題は深刻だと思いますが、ここの部分ではどのような空き家をどのような形で撤去されたのか、お伺いいたします。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この空き家対策につきましては、昨年度から住宅課で取り組んでおりますが、この空き家解体費補助制度につきましては、幾つか条件がございますけれども、主なものを申し上げますと、まずは古い建物を対象とするということで、昭和56年の6月より前につくられた建物、要は現在の耐震基準を満たしていないもの、また不動産業者等が営利目的で所有しているも

のでないこと、また倒壊等のおそれがあることなど、幾つかの条件を満たしたものを対象としておりまして、昨年度の実績を申し上げますと43件で、栃木地域がやはり一番多くて30件、その他、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟、いずれの地域も数件で、延べ43件、1,300万円ほどの実績となった次第であります。

○委員長（大谷好一君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ここの今の撤去された43件は、ちゃんと地権者がいて、地権者の方がかわったものでよろしいでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） そのとおりでございます。補助制度を活用するに当たりましては、まず土地の所有者等から申請をいただく必要がありますので、所有者の方と協議して、解体までこぎつけて、その後の敷地の再活用についても、空き地バンクなどを利用していただいて、その後の有効活用に努めていただいております。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 空き家対策ということで、ここに1,700万円ですか。私、非常に気になるのは、栃木市中で空き家が多いです。入舟町あたりなんか半分くらいは空き家のような感じするのです。私の今泉のちょっとした田舎でも、ちょっと回りますと空き家が結構多いです。そういう意味では、この空き家対策というのは、私は市の活性化についてはとても重要な項目だと思いますけれども、市全体ではどれくらいの空き家を把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） この空き家の数については、正直申し上げて正確な数字は残念ながら把握しておりません。ただ、平成25年の10月1日付で実施いたしました住宅・土地統計調査、こちらにおきましては、住宅という捉えではないのですけれども、栃木市内で約7,000件ほどの空き家があるというふうになっております。ただ、これについてはマンション等の部屋も1件という扱いになっています。もっと現実的な数字が欲しいということで、昨年度、住宅地図なんかをつくっておりますゼンリン、こちらに業務を委託しまして、栃木市内に空き家数、これを確認しましたところ、2,004件という数字をいただいております。ただ、その後も空き家が発生しておりますので、今後、住宅課で現地を回って調査をしようと思っておりますけれども、恐らく二千数百程度はあるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、8款の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の346ページから349ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、9款の質疑を終了いたします。

次に、11款災害復旧費中、所管関係部分の質疑に入ります。決算書の390ページから397ページであります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 391ページですけれども、この11款2項1目ですけれども、繰越明許費というのかなりあって、不用額というのかなりあるということであります。この辺の災害復旧の状況がおくれているというか、そんな感じもするのですけれども、その状況について、概括、お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 今年の9月の関東・東北豪雨で被災したわけですが、全体で150カ所ほど被災をしております。そういった中で、予算的には8億6,000万円ですか、9億円近いお金が計上されているわけなのですが、そのうちの3億5,000万円が執行されたという形で、全体的に40%ぐらい執行しております。ただ、現時点では順調に工事も進んでおりまして、90%以上は既に済んでおります。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 半分以上は残っているやに思うのですけれども、90%とおっしゃいますけれども、工事半分ぐらい終わっていないのではないのでしょうか。これ、数字を見ますと。違いますか。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 平成27年度という形で決算ですので、この数字ですが、今現在、それから半年がたちまして、今現時点では、先ほど申したように90%以上終わっているということでございます。

○委員長（大谷好一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、11款の質疑を終了いたします。

続きまして、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。決算書の92ページから97ページ、110ページから113ページ、116ページから123ページ、128ページから133ページ、136ページから145ページ及び164ページから179ページまでであります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 95ページですけれども、下から8番目ですか、公園使用料（栃木）というの

がありまして、73万1,780円ですけれども、これはいただいているわけですから、太平山公園の飲食店ということだったと思うのですけれども、これは何店あって、1店当たり幾らもらっているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） お答えいたします。

太平山の飲食店組合ということで、4件からいただいております。月当たりの金額で平米当たり40円でございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは7店という説明が私あったように思うのですけれども、4店で間違いないですか。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 太平山の使用料につきましては4件でございます。そのほかに永野川緑地公園等の使用料の徴収がございます。

以上です。

○委員長（大谷好一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

なお、議事の終了した執行部の方々はご退席いただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

（午前10時52分）

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第6、認定第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大武委員。

○委員（大武真一君） 615ページですけれども、これの一番下の東電原子力発電所事故による損害賠償ということでいただいているのですけれども、この内容と発生場所とか、その辺、概括をお伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答え申し上げます。

この賠償金につきましては、流域下水道の維持負担金といたしまして、処理場が大岩藤処理場と巴波川の処理場がありまして、そこの処理の汚泥とかにつきまして、栃木県の下水道資源化工場というところに運びます。その汚泥の保管や処理に関する費用に対する賠償金ということで、県のほうで東電との交渉を経まして賠償金を各市町村に負担しているということになります。

以上です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それはかかった費用の100%いただいたという理解でよろしいのですか。

○委員長（大谷好一君） 寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） お答えいたします。

これにつきましては、県と東電で交渉しまして、汚泥の量全体を、市町村から出た各市町村の排水処理量とかを加味しまして、100%かどうかというのはちょっとこちらでは把握できないのですが、この金額については実は平成25年度の汚泥について、今年度平成27年度の決算でなっているのですが、3,500万円ということで、それについてはちょっとわからないということになります。

○委員（大武真一君） 了解。

○委員長（大谷好一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第7、認定第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第10号の質疑、討論、採決

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第8、認定第10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

別冊の平成27年度栃木市水道事業会計決算書であります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大武委員。

○委員（大武真一君） 済みません、私ばかりで。

決算書の栃木市水道事業会計決算書の2ページ目であります。この上のほうの数字ですけれども、収益的収入及び支出の中で収入ですけれども、1億4,939万6,419円というのが増加しているのですけれども、この増加の内容とどういふふうな形でこれが増加したのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） お答え申し上げます。

平成27年度につきましては、給水収益が昨年度より増加しておりまして、予算額に比べて1億4,000万円ということなのですけれども、料金改定などもありまして、予算額、ちょっと少な目に見積もっていたのですが、検針サイクルの調整とか、あと大口の使用者の年間の使用量が増えたということがありまして、今回このような形で収益が多くなっているところでございます。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、来年というか、これは平成27年度決算ですけれども、平成28年度の決算では、これはこんなには出ないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） 委員さんおっしゃるとおり、平成28年度につきましては料金改定の数値が加わってくると考えられますことから、収入は若干減ると予想されております。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） その下の、これは支出のほうなのですけれども、不用額ということで2億7,000万円程度使っていないのです。これは予定は使ったということなのか、それとも余ったということなのか、その辺の説明をお願いします。

○委員長（大谷好一君） 高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） こちらは営業費用のほうで2億6,000万円の不用額ということで、残ということで、余っている金額でございます。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 28ページに他会計負担金収入等の用途についてということで、消火栓の設置等工事負担金の収入があります。そうしますと、飲み水ばかりでなくて、火事の際の消火の一端を担っていると言うことができるかと思えます。そうしますと、消防と、例えばこの消火栓を使った場合には消火能力はこれぐらいですよとか、ポンプは何台ですよというような文書での、そういったやりとりみたいなのはあるのですか。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） お答えいたします。

消防署のやりとりというのは直接はないのですけれども、その場所の管径とかを知らせる図面は行っております。だから、その管径に基づいて、ある程度の、例えば都賀の場合は50ミリについているような消火栓もございます。それだと本当に初期消火しかできないような状態になっていきますので、それはその消防署である程度把握しているものと考えております。

○委員長（大谷好一君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 消火能力等とか、場所であるとか、そういう図面は行っているということなのですが、実は私の目で確認したのではなくて同僚議員の話なのですが、先日、栃木で、不幸なことに大火がありました。あのときに、消防団が集まったりとか、あるいは分遣所が集まったとか、その消火栓を利用しての消火作業に当たったわけですが、最初の消防車の設置位置が悪いとか何かで引き合ったみたいなのとか、出なくなってしまったというふうな話を耳にしました。その辺のところは、消防署のほうでは恐らく承知はしているのでしょうかけれども、そういうことも含めて当然消防署はご存じなのですよ。これは消防団のほうのあれだと思っております。

○委員長（大谷好一君） ちょっとずれていないですか。

○副委員長（針谷正夫君） もし仮に消防業務であるとすれば、それはこちらは水を、お金をいただいて提供しているという義務があります。きちんと消火作業に当たってもらうという意味では、一応そういうことを伝えているかどうか、それだけ確認します。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） お答え申し上げます。

消火栓の能力という、基本的には150以上につけるということが基本であります。ただ、初期消火に間に合うとか、水が出れば多少は初期消火に助かるということで、75、100についている消火栓がかなりあります。この間の新栃木の大火だったと思うのですけれども、あそこも75についていた消火栓を何カ所か引っ張ってしまって、そういう現象になったと思うのですけれども、緊急の場合だから、そこまではやっぱり、消火栓があれば使ってしまうのではないかと思うのですけれども、基本的には各消防団でその辺のほうを逆に把握していただければありがたいという気はするのですけれども。

○副委員長（針谷正夫君） 了解です。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 決算書の4ページあたりなののですけれども、これは支出のほうですけれども、これは1億6,610万4,129円というのが、使わなかったというのか、余ったというのかということだと思うのですけれども、これは20億円のうち、そういうことでよろしいのですね。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） 主に請負率は95%とか96%部分があるので、そういうのが積み積もった分と、あと、どうしても土木事務所関係の依頼工事とかで、なかなか去年中に執行できなかった部分もございます。そういうものを含めて1億6,000万円ほど、事業費は1億4,900万円ですけれども、その辺余ったということです。

○委員長（大谷好一君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 事業費、先ほど部長のほうから90.5%しかやっていないと、給水は。という話があって、寺尾地区がその一つの候補として今簡易水道をやっていると。そのほかに計画しなくてはいけないとか、今後、簡易水道的にしなくてはいけないとかというようなところはあるのでしょうか。ちょっと全般的な話になってしまうのですけれども。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） お答え申し上げます。

基本的に今90.5%普及率ということなののですけれども、寺尾地区を全戸普及しても92%ぐらいなのです。寺尾地区は最後の1,000戸単位ぐらいな大きな未普及地域になるわけですけれども、ほかには自治会単位で、国府あたりで何カ所か、まだ配管自体が行っていない箇所もございますので、ただ大きいのは今回の寺尾地区が最後になります。

○委員長（大谷好一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷好一君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時15分）